

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和8年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和8年4月1日

高松市長 大西秀人

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p>	<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p> <p style="text-align: center;">改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公</p>

表分について適用)

改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕(同年8月1日以降公表分について適用)

改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕(同年6月1日(12(19))に係る部分は、同年9月1日)以降公表分について適用)

改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕(同年6月1日以降公表分について適用)

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕(同日以降公

表分について適用)

改正 平成31年4月1日〔高契・公告第27号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年4月1日〔高契・公告第28号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年5月1日〔高契・公告第45号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年10月1日〔高契・公告第162号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和3年6月1日〔高契・公告第74号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和4年4月1日〔高契・公告第22号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和5年1月1日〔高契・公告第1号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和5年4月1日〔高契・公告第16号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和6年4月1日〔高契・公告第17号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和6年6月1日〔高契・公告第60号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和7年2月1日〔高契・公告第7号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和7年11月1日〔高契・公告第150号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和8年4月1日〔高契・公告第24号〕(同日以降公表分について適用)

高松市長 大西秀人

高松市長 大西秀人

23 補則

(1)～(5) 略

(6) 次のいずれかに該当する場合（17(4)による調査を実施した案件において、次順位者が落札候補者となった場合を除く。）には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 落札候補者となったにもかかわらず、17(3)による追加資料の提出をしないとき。

イ [削除]

ウ [削除]

イ 17(6)による市長の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。

オ [削除]

(7)～(13) 略

23 補則

(1)～(5) 略

(6) 次のいずれかに該当する場合（17(4)による調査を実施した案件において、次順位者が落札候補者となった場合を除く。）には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、ウの初回該当（過去2年以内に該当行為がないときは、初回該当とみなす。）については、この限りでない。

ア 落札候補者となったにもかかわらず、17(3)による追加資料の提出をしないとき。

イ 落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に17(5)の審査において入札参加資格が認められなかったとき。

ウ 17(6)の書面による手続に至る前に、落札候補者が確認資料又は追加資料の錯誤、内容の誤り等による入札の無効を認めたととき。

エ 17(6)による市長の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。

オ 17(5)の審査において施工実績等の要件に係る入札参加資格が認められなかった場合において、当該工事を施工する者に通常求められる技能及び知識の水準に照らし落札候補者の説明が妥当性を欠いているとき。

(7)～(13) 略